相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市府中町二丁目二八番地の一二、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　髙橋　和夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日
東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目三二番一一号吉祥寺ＹＫビル二階ＮＡＫＡ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　中　由規子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区北砂一丁目二二三番地、最後の住所東京都江東区北砂一丁目五番一七号
被相続人　亡　髙橋　照雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日
事務所東京都中央区八重洲二―一一―六　八重洲ＫＮビル三階宇田川法律事務所　相続財産管理人　弁護士　宇田川博史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区本町二丁目五番地七、最後の住所東京都江戸川区南葛西三丁目一二番一五―七〇三号葛西第一スカイハイツ
被相続人　亡　田中　豊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日
事務所東京都中央区築地二―一〇―五寿ビルディング七階金井法律事務所　相続財産管理人　弁護士　金井　重彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県東置賜郡川西町大字尾長島三七二二番地、最後の住所東京都新宿区上落合一丁目九番五号ピニエール三〇三
被相続人　亡　鈴木　忠蔵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日
事務所東京都千代田区永田町二丁目一一番一号山王パークタワー二一階ＬＭ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　島田　敏雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県柏崎市大字田屋三〇七八番地、最後の住所東京都練馬区練馬一丁目一五番二号ハイツＮ二〇三
被相続人　亡　田邉　友夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日
事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Ａみつば総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　安藤　真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市南区大岡五丁目一二〇七番地、最後の住所横浜市南区大岡五丁目三六番一五号
被相続人　亡　蓮谷　幸男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日
横浜市中区太田町四丁目五五番地横浜馬車道ビル六階　相続財産管理人　弁護士　大野　美樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市巻甲二九六八番地、最後の住所新潟市女池六丁目四番三八号
被相続人　亡　小出　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日
新潟市中央区東中通一番町八六番地五一新潟東中通ビル三階　新潟中央法律事務所　相続財産管理人　弁護士　立川　絵理

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日
山梨県甲府市相生二丁目三番一九号ナトリビル二階ビイヘッドクラス法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小宮山高央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区常磐町一丁目七番地七、最後の住所静岡県静岡市葵区北三丁目三〇番一二号
被相続人　亡　横山　千春

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日
静岡市清水区辻一丁目二番一号　えじりあ二〇三号　中央法律事務所　相続財産管理人　弁護士　大瀧　友輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県沼津市大岡一二四四番地二、最後の住所静岡県沼津市大岡一二四四番地の二
被相続人　亡　井出　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日
静岡県駿東郡長泉町下土狩二〇番地の三山光ビルＡ棟五〇三　三島永山法律事務所　相続財産管理人　弁護士　永山　亮太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市江尾六〇七番地、最後の住所静岡県富士市江尾六〇七番地
被相続人　亡　内田　充

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日
事務所静岡県富士市吉原四丁目六番一九号　長橋法律事務所　相続財産管理人　弁護士　長橋　順

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士市久沢六一七番地四、最後の住所静岡県富士市久沢六一七番地の四
被相続人　亡　西村　勝利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年一月四日
静岡県富士市中央町一丁目一〇番一一号　富士ビル四階北　柿崎法律事務所　相続財産管理人　柿崎　博昭

第３期決算公告

平成29年1月4日　東京都新宿区下宮比町２番23号
イーピーエス株式会社
代表取締役社長　田中　尚

貸借対照表の要旨（平成28年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	16,002	流動負債	5,632
固定資産	3,512	賞与引当金	1,561
		受注損失引当金	21
		固定負債	1,676
		退職給付引当金	683
		役員退職慰労引当金	19
		株主資本	12,206
		資本金	100
		資本剰余金	8,001
		利益剰余金	4,105
		利益準備金	25
		その他利益剰余金	4,080
		（うち当期純利益）	(3,535)
資産合計	19,515	負債・純資産合計	19,515